

令和8年度(令和7年(2025年)分)控除額一覧表等

所得控除額	所得税		住民税	
雑損控除額	①（損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額）－（総所得金額等）×10％ ②（災害関連支出の金額－保険金等の額）－5万円 ①②のいずれか多い方の金額		所得税と同じ	
医療費控除額	7年中に 支払った 医療費 保険金など で補てんさ れる金額 － 総所得金額等の5％ 相当額又は10万円の いずれか低い金額 最高限度額 200万円		所得税と同じ	
社会保険料控除額	社会保険料の支払額		所得税と同じ	
小規模企業共済等掛金控除額	共済契約掛金（旧第2種除く）と企業・個人型年金加入者掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払合計額		所得税と同じ	
生命保険料控除額	「一般の生命保険料控除 下記①～③により 計算した金額 + 「個人年金保険料控除 下記①～③により 計算した金額 + 「介護医療保険料控除 下記①で計算した 金額 (最高120,000円)」 = 生命保険料控除		「一般の生命保険料控除 下記①～③により 計算した金額 + 「個人年金保険料控除 下記①～③により 計算した金額 + 「介護医療保険料控除 下記①で計算した 金額 (最高70,000円)」 = 生命保険料控除	
		年間支払保険料	控除額	
	①新契約のみ適用する場合	20,000円以下 20,000円超40,000円以下 40,000円超80,000円以下 80,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×0.5＋10,000円 支払保険料×0.25＋20,000円 40,000円（適用限度額）	①新契約のみ適用する場合 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超
	②旧契約のみ適用する場合	25,000円以下 25,000円超50,000円以下 50,000円超100,000円以下 100,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×0.5＋12,500円 支払保険料×0.25＋25,000円 50,000円（適用限度額）	②旧契約のみ適用する場合 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超
	③新契約・旧契約 双方を適用する場合	新・旧生命保険料控除または新・旧個人年金保険料で適用を受けるとき ①の控除額と②の控除額の合計額（最高40,000円）		③新契約・旧契約 双方を適用する場合 ①の控除額と②の控除額の合計額（最高28,000円）
地震保険料控除額	①支払った 保険料が地 震保険料だ けの場合 ※支払保険料の金額の 合計額（最高50,000円）	②支払った 保険料が旧 長期損害保 険料だけの 場合 ③10,000円以下・・・支払保険料の全額 ④10,000円を超え20,000円までの場合 ・・・支払保険料×0.5＋5,000円 ⑤20,000円を超える場合・・・一律15,000円 注:ただし、平成18年末までに締結した保険に限る	①支払った 保険料が地 震保険料だ けの場合 50,000円以下の場合 ・・・支払保険料×0.5 50,000円を超える場合 ・・・（最高25,000円） ②支払った 保険料が旧 長期損害保 険料だけの 場合 ③5,000円以下・・・支払保険料の全額 ④5,000円を超え15,000円までの場合 ・・・支払保険料×0.5＋2,500円 ⑤15,000円を超える場合・・・一律10,000円 注:ただし、平成18年末までに締結した保険に限る	
	①と②がある ①②のそれぞれ計算した金額の合計額（最高50,000円）		①と②がある ①②のそれぞれ計算した金額の合計額（最高25,000円）	
寄附金控除額	「特定寄附金の支出額」と「総所得金額等の40％」とのいずれか少ない方の金額		-2,000円	
寡婦控除額	270,000円		260,000円	
ひとり親控除額	350,000円		300,000円	
勤労学生控除額	270,000円		260,000円	
扶養控除額	①年少扶養親族（16歳未満）1人につき……………0円 ②一般扶養親族（16歳以上）1人につき……………380,000円 ③特定扶養親族（19歳～22歳）1人につき……………630,000円 ④老人扶養親族（70歳以上）1人につき……………480,000円 ⑤同居老親1人につき……………580,000円		①年少扶養親族（16歳未満）1人につき……………0円 ②一般扶養親族（16歳以上）1人につき……………330,000円 ③特定扶養親族（19歳～22歳）1人につき……………450,000円 ④老人扶養親族（70歳以上）1人につき……………380,000円 ⑤同居老親1人につき……………450,000円	
障害者控除額	障害者控除……………270,000円 特別障害者控除……………400,000円 同居特別障害者控除……………750,000円 ※同一生計配偶者、年少扶養親族についても障害者控除は適用されます。		障害者控除……………260,000円 特別障害者控除……………300,000円 同居特別障害者控除……………530,000円 ※同一生計配偶者、年少扶養親族についても障害者控除は適用されます。	

基礎控除		※左： 所得税		（右）： 住民税	
納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額
132万円以下	95万円(43万円)	489万円超 655万円以下	63万円(43万円)	2,400万円超 2,450万円以下	32万円(29万円)
132万円超 336万円以下	88万円(43万円)	655万円超 2,350万円以下	58万円(43万円)	2,450万円超 2,500万円以下	16万円(15万円)
336万円超 489万円以下	68万円(43万円)	2,350万円超 2,400万円以下	48万円(43万円)	2,500万円超	対象外

配偶者控除額		※左： 所得税				(右)： 住民税	
		納税者本人の合計所得金額					
配偶者の合計所得		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
58万円以下		38万円(33万円)		26万円(22万円)		13万円(11万円)	
老人控除対象配偶者(70歳以上)		48万円(38万円)		32万円(26万円)		16万円(13万円)	
						対象外	

特定親族特別控除		※左： 所得税		（右）： 住民税	
特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円(45万円)	95万円超 100万円以下	41万円(41万円)	110万円超 115万円以下	11万円(11万円)
85万円超 90万円以下	61万円(45万円)	100万円超 105万円以下	31万円(31万円)	115万円超 120万円以下	6万円(6万円)
90万円超 95万円以下	51万円(45万円)	105万円超 110万円以下	21万円(21万円)	120万円超 125万円以下	3万円(3万円)

配偶者特別控除額				※上段： 所得税				(下段)： 住民税	
	納税者本人の所得金額				納税者本人の所得金額				
配偶者の 合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の 合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
58万円超 95万円以下	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	115万円超 120万円以下	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)		
95万円超 100万円以下	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)	120万円超 125万円以下	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)		
100万円超 105万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)	125万円超 130万円以下	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)		
105万円超 110万円以下	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)	130万円超 133万円以下	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)		
110万円超 115万円以下	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)	133万円超	対 象 外				

税額控除額	所得税	住民税
寄附金控除額	認定NPO法人や公益社団法人、学校法人（入学の際の寄附金については除く）などに対し2,000円を超える寄附をした場合 （寄附金の合計額－2,000円）×40％ 税額控除額の上限は所得税の25％まで 政党や政治活動等に関する寄附金 （寄附金の合計額－2,000円）×30％ ※税額控除額の上限は所得税の25％まで ※それぞれの寄附金額の上限は所得税の40％まで 上記の寄付金については、税額控除・所得控除のどちらか有利な方を選択することができます。	都道府県や市町村などの地方公共団体に対し2,000円を超える寄附をした場合 ①（寄附金額－2,000円）×10％（住民税率）＝基本控除 ②(寄附金額－2,000円) ×（90％－所得税の税率）＝特例控除 ※対象となる寄附金額の上限は総所得金額等の30％まで ※②の特例控除の上限は住民税所得割額の20％まで 所在地の都道府県協同募金会などに対し2,000円を超える寄附金をした場合 （寄附金額－2,000円）×10％（住民税率）＝控除額 ※対象となる寄附金額の上限は総所得金額等（総所得・退職所得・山林所得の合計）の30％まで ※総務大臣の指定を受けない期間における地方団体への寄附金については、寄附金税額控除のうち「特例控除及び申告特例控除（ふるさとワンストップ特例制度）」を受けることができません。